

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項もしくは第4項各号」に改め、「第57条の4第1項ただし書」の次に「、法第58条第2項」を加える。

第18条第3項中「法第68条の3第1項」を「法第52条第6項第3号、法第68条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。